

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	(電話照会先)	電話 0120-232-711 (通話料無料)
定時株主総会	毎年6月	公告方法	電子公告
議決権の基準日	毎年3月31日		当社は公告を下記ホームページに掲載しております。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社		https://www.fdk.co.jp/kessan-j/index.html
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社		ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行ないます。
郵便物送付先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部		

株式が「特別口座」に眠っていませんか？

1. 「特別口座」について

2009年1月に法令により株券の電子化が実施されましたが、その際、証券会社の口座に預けられていなかった当社株式については、現在、三菱UFJ信託銀行にある「特別口座」で管理されています。

制度上、「特別口座」に管理されているままでは、証券市場で株式を売買することができない等の制約がございます。

ご所有の株式が「特別口座」で管理されている株主様におかれましては、証券口座への振替をお願いいたします。

お心当たりございませんか？

- お手元に株券がある
(証券会社に株式を預けていない)
- 配当金のご連絡通知に記載されている株式数と、証券会社に預けている株式数が一致しない

お心当たり
ございましたら

株式が
「特別口座」で
管理されている
可能性が
ございます

◆ ご所有の株式が「特別口座」で管理されているかご不明な株主様は、三菱UFJ信託銀行証券代行部
(☎ 0120-232-711) までお問い合わせください。
(受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9：00～17：00)

2. 「特別口座」にある株式の証券口座への振替方法

証券会社に口座を開設する。

すでに証券会社に株式の取扱いができる口座をお持ちであれば、新たに開設いただく必要はありません。

三菱UFJ信託銀行に振替用の請求用紙
「口座振替申請書」を請求する。

請求用紙に必要事項を記入・押印して
三菱UFJ信託銀行に送付する。

これで手続きは完了です。
証券会社の口座に株式が振替わります。

単元未満株式の買取請求のご案内

当社の単元株式数は100株となっておりますので、単元未満株式（1～99株）については、市場で売買することができませんが、当社に対して買取請求を行なうことができます。

● 買取制度の例（60株ご所有の場合）

現在ご所有の単元未満株式

60株

(単元未満株式)

買取請求制度

当社株式60株を市場価格で当社へ売却し、
代金を受領する。

60株

(単元未満株式)

¥

¥

¥

当社ホームページ

<https://www.fdk.co.jp/>

当社IR情報

<https://www.fdk.co.jp/kessan-j/index.html>

